

# 業務指示書

## タイ国未来型都市持続性推進プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発/都市計画に関する各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/都市開発戦略/都市環境戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市開発にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画/参加型まちづくり】

- 1) 類似業務の経験：都市計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB

1 = 3.639

円, US\$1 = 118.96

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: 6月18日(木) 14:00 ~ 17:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市開発戦略/都市環境戦略  
都市計画/参加型まちづくり

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

24.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月23日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
タイ国未来型都市持続性推進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市開発戦略/都市環境戦略	(27.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	( 6.00 )
カ) 類似業務の経験	-	2.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	1.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00 )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/参加型まちづくり	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

タイは1980年後半からの急速な経済成長により大きく発展し、2010年に中進国入りした。タイの経済社会開発計画の策定を所管する国家経済社会開発委員会(NESDB)は、国際的課題である気候変動や温暖化ガスの削減への配慮及びエネルギーの安全保障の観点も含め、同国において、今後どのように持続可能な社会を構築していくかが議論されるべき段階にあると認識しており、第11次国家経済社会開発計画において、持続可能な都市の構築を重点課題として提示している。しかしながら、目指すべき持続可能な都市の姿及びそれを達成するための具体的な方法論はこれまで十分に議論されておらず、上述のとおり、各都市が自らの将来ビジョンに基づき開発計画を描き事業を実施する体制も整っていないため、第11次国家経済社会開発計画の方針に基づいた都市開発の明確な方向性はまだ示されていない状況である。

また、タイでは、首都バンコク(568万人(2010年、Bangkok Metropolitan Administration)、全人口6,678万人(2012年、UN))に続く主要都市は人口20万人台となっており、ほとんどの地方都市は人口10万人以下の小規模都市となっている。日本の市町にあたる地方都市(テーサバーン)は2,440あり、それぞれの地方都市はインフラの不足、居住環境の保全、産業育成・雇用創出、高齢化など様々な課題を有しているが、都市の現状と課題を見据え、将来目指す姿を検討し、それに基づいた開発が必要とされている。タイの地方都市では、現状、「地方行政」「地方自治」の枠組みが並存している。「地方行政」には県や郡に中央政府から官僚が直接派遣され、省によってはさらにその下の行政区画にも官僚が派遣される。「地方自治」は、住民によって直接選出される地方議員と首長のみで構成される。かつて、地方都市の開発は、中央政府の出先機関である「地方行政」によって実施されてきたが、1999年に地方分権化法が制定されてから、「地方行政」の権限、財源、人材が徐々に地方自治体に移譲されることとなった。しかし、現状としては、権限、財源、人材が十分に地方自治体に移譲されておらず、地方自治体が5年ごとに策定している地方戦略開発計画(Local Strategic Development Plan)においても、地方自治体が主体的に自らの将来像を描き、長期的スパンで事業を実施することが困難なケースが多い。また、インフラ開発のベースとなる空間計画である総合計画(Comprehensive Plan)の作成業務は地方自治体に移譲されておらず、一部の都市を除き、中央省庁の出先機関(DPT:内務省公共事業・都市計画局)が実施しており、地方戦略開発計画と空間計画が十分な連携をもって計画されていない可能性が高い。

このような背景を踏まえ、タイ政府は、地方都市が抱える課題を解決しつつ、将来に向けたビジョンをもって戦略的に都市開発を進めることを目指し、我が国の“コンパクトシティ”、“スマートシティ”、“未来都市”等、地方都市における新しい都市開発のコンセプトを参考にしながら、タイの地方都市の将来あるべき姿を反映させた未来型都市のコンセプトの確立、及びその実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を検討・作成することを目的として、我が国政府に対し、技術協力を要請した。

機構は本協力実施にあたり、プロジェクト対象範囲、支援の枠組み等をタイ政府と協議・確認し、2015年3月31日に討議議事録(以下、「R/D」とする)の署名を行った。

本プロジェクトは同R/Dに基づき、タイの地方都市における、将来を見据えた未来型都市開発のコンセプトの確立、その実現のための事業実施メカニズム及び手法を策定し、持続可能な都市の開発に寄与

することを目的として技術協力を行うものである。

## 2. プロジェクトの枠組み

### (1) 目的

タイにおいて、地方都市における将来を見据えた未来型都市のコンセプトの確立、その実現のための事業実施メカニズム及び手法を策定することにより、持続可能な都市の開発に寄与する。

### (2) 期待される成果

- (ア) タイの地方都市における未来型都市開発コンセプトの開発
- (イ) 未来型都市開発コンセプトを踏まえた事業実施メカニズム及び実施手法の提案
- (ウ) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの策定
- (エ) モデル都市における開発計画及びアクションプランの策定

### (3) 対象地域

タイの地方都市(日本の市町にあたるテーサバーンが対象、モデル都市は調査開始後に特定)

## 3. 相手国関係機関

国家経済社会開発委員会(NESDB)

## 4. 業務の範囲

2015年3月31日に署名されたR/Dに基づく開発調査型技術協力として、本業務受注コンサルタント(以下、「コンサルタント」とする)は、「1. 業務の背景」、「2. 業務の目的 (1)目的」及び「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 協力のステージ

本プロジェクトは以下の3つのステージに分けて実施する。

- ステージ1:タイの地方都市における未来型都市開発にかかる政策研究
- ステージ2:モデル都市における開発計画の策定
- ステージ3:タイの地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの策定・普及

ステージ1においては、タイ側の政府関係者及び有識者、日本側の有識者を含む検討会を複数回開催し、タイの地方都市における未来型の都市開発のコンセプト、それを踏まえた事業実施のメカニズム及び実施手法を検討する。タイ側の政府関係者としては、NESDB、内務省・地方振興局(DLA)、内務省・公共事業都市計画局(DPT)に加え、開発計画を策定する上で重要な省庁の代表者を想定する。タイ側の有識者は、現在タイ側で検討中である(5月末には日本側に提示される予定)。日本側は都市分野の有識者(未定)にアドバイザーとして議論に加わっていただく予定である。NESDBは政策研究での成果を、第12次国家経済社会開発計画に反映することを予定しており、2015年12月には「タイの地方都市における未来型都市開発コンセプト」を提示する必要がある。コンサルタントは、求められる成果に向けて、検討を行うための情報収集・整理・分析に基づき、検討項目を作成し、検討会のディスカッションペーパーを作成する。さらに有識者との事前調整や

検討会での議論を踏まえて、取りまとめを行う。

ステージ2は、ステージ1で検討した地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドライン(案)を2～4箇所のモデル都市で実践することを想定している。また、開発計画及びアクションプランの策定後、未来型都市のコンセプトの実現に資する、優先的な取り組みをパイロットプロジェクトとして実施することを予定している。

ステージ3は、ステージ2のモデル都市における計画策定を踏まえて、ガイドラインを最終化すると共に、セミナーの開催及び広報マテリアルを作成し、成果の発信・普及を目指す。

## (2) 持続可能な都市の形成に係る視点

人類が将来にわたって文明を守り生き続けるためには、地球が健全な状態を維持することが条件となる。そのために、人類は限られた資源や環境容量の範囲で活動しつつ、地球環境と共生する社会をつくる必要がある。地球環境問題は、もはやローカルな問題として解決することは困難であり、低炭素、循環型、自然共生などの条件を満たす社会の実現に向けて、先進国、途上国によらず世界が協力することが不可欠である。

都市化の進展は世界的な傾向であり、2050年には世界の全人口の約3分の2(63.4億人)が都市に居住すると予測されている。開発途上国の都市では都市化の進展に伴い経済成長が進み、国における都市の重要性が増している。一方で、都市は環境に大きな負荷をもたらしている。現時点で、都市の経済・社会活動を通じたエネルギー消費量は世界の約60-80%を占め、炭素排出量は約75%に上っており、都市の在り方が地球の持続性にも大きな影響を及ぼしている。

このような背景を踏まえ、機構は2012年～2015年にかけてプロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市の形成に関する調査」を実施した。本プロジェクト研究は、少し先の未来(20年から40年先)を予測しながら、持続可能な都市とはどうあるべきか、その実現に向けて対処すべき課題や方策を検討し、今後の機構の都市開発・地域開発分野のアプローチにどのような工夫・改善が必要かを明らかにすることを目的とした。本案件においては、このプロジェクト研究の成果を踏まえ、「持続可能な都市の形成」という視点をもった協力を行う。具体的には、ステージ1の政策研究において、タイにおける「持続可能な都市」とは何かを検討し、タイ版の未来型の都市開発のコンセプト及び開発計画策定ガイドラインに反映の上、ステージ2のモデル都市における開発計画策定のプロセスの中でも、この考え方を踏まえた議論を促すこととする。また、その結果として、今後の機構の都市開発・地域開発分野における「持続可能な都市の形成」に向けた協力実施上の提案を行うこと。

## (3) 実施体制

### (ア) 合同調整委員会 (JCC)

本案件では合同調整委員会(Joint Coordinating Committee :JCC)を設置し、プロジェクトの節目で方向性を確認・合意しながら案件を実施する。今後の地方都市の開発計画策定のメカニズムや計画の実施方法を検討することになることから、以下の関係機関を含めることとなった。

(タイ側)

- Secretary-General, 国家経済社会開発委員会 (NESDB) (Chair)
- Director General, 内務省・公共事業都市計画局(Department of Public Works and Town & Country Planning ,DPT)
- Director General, 内務省・地方振興局 (Department of Local Administration, DLA)

- ・ Representative, 外務省・国際協力局(Department of International Cooperation Affairs)
- ・ Director General, 工業省・工場局(Department of Industrial Works, DIW)
- ・ Director General, 運輸省・陸上輸送局(Department of Land Transport, DLT)
- ・ Director General, 科学技術環境省・環境促進局(Department of Environmental Quality Promotion, DEQP)
- ・ Director General, エネルギー省・代替エネルギー開発・効率化局 (Department of Alternative Energy Development of Efficiency, DEDE)
- ・ Director General, 運輸省・交通政策局 (Office of Transport and Traffic Policy and Planning, OTP)
- ・ Secretary General, 天然資源環境政策計画局(Office of Natural Resources and Environmental Policy and Planning, ONEP)
- ・ 市町の代表者, Representatives of Representing Municipalities  
(日本側)
- ・ JICA 調査団
- ・ JICA タイ事務所
- ・ 在タイ日本国大使館(オブザーバー)

#### (イ) 各ステージの体制

本案件で想定している地方都市における開発計画の策定は、モデル都市の将来の在り方の検討を踏まえて、未来型の都市のコンセプトに合致する計画とするため、上記「1. 業務の背景」に記載の地方戦略開発計画をベースにしたものとなることが想定される。しかしながら、現時点では、地方戦略開発計画と総合計画の整合性やそれぞれの計画の範囲等が明確ではなく、タイの地方都市における未来型の都市のコンセプトをどのように開発計画に織り込んで実施に移していくか等について整理が必要となっている。よって、2015年3月31日に締結した本案件のR/DではNESDBをC/Pとし、ステージ1において、地方都市の開発計画の在り方、関係機関の役割分担について議論を行った上で、地方都市における開発計画策定の責任機関及び実施機関について議論を行い、結論を得て、ステージ2のC/Pを決定することに合意している。

また、図1に示す通り、各ステージにおいて、タイ側関係者でPolicy Working Group 及び Technical Working Group(ステージ2のみ)を立上げ、実際の検討や作業を行うことを確認している。

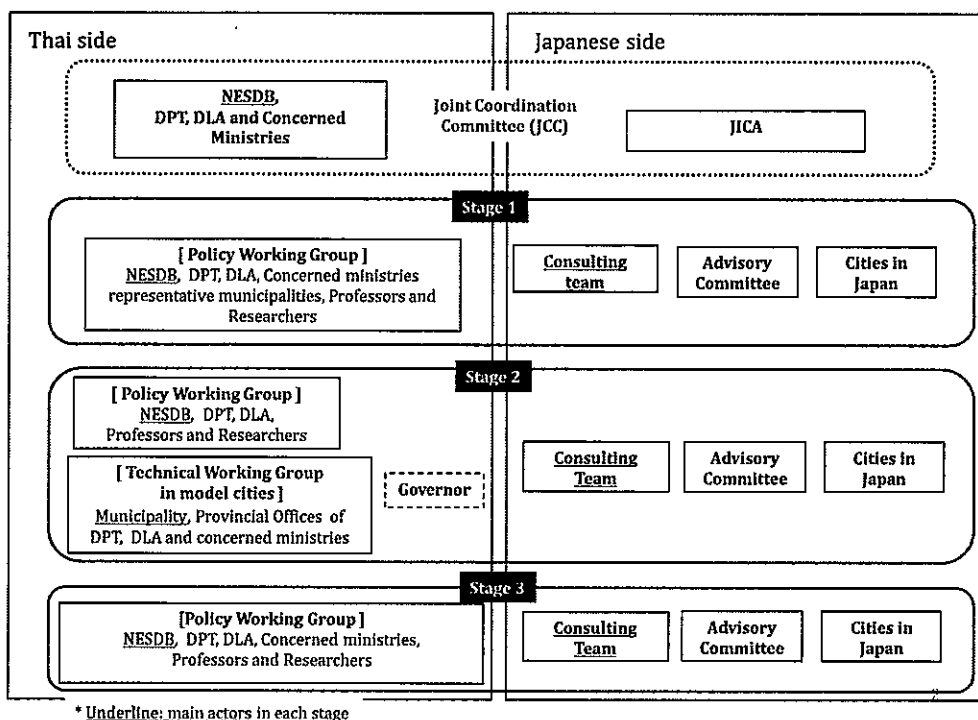


図1 実施体制図 (R/Dに添付されている内容)

#### (4) モデル都市

ステージ2のモデル都市について、タイ側としては、特徴ある都市をモデルとして選ぶことを想定しており、具体的に以下4つのカテゴリーで1都市ずつ選ぶことを想定している。

(ア) Coastal City (海岸に近くビーチリゾート等を近隣に有する都市)

(イ) Cultural City (文化・歴史遺産などを有する都市)

(ウ) Industrial City (工場などの産業拠点を有する都市)

(エ) Border City (近隣国との国境を有する都市)

現時点では、上記のカテゴリーごとに、(ア)クラビ、(イ)ナン、(ウ)アユタヤ、(エ)ノンカイ、の都市(テーサバーン)が候補都市として挙げられているが、モデル都市における取組を成功させるためには、各都市のイニシアティブが重要であることから、都市の現状を確認の上、ステージ1の後半で候補都市を決定することにタイ側と合意している。

#### (5) パイロットプロジェクト

ステージ2のパイロットプロジェクトの実施に必要な予算は、タイ側で確保することを合意している。具体的には、各都市の地方戦略開発計画に基づく予算要求にパイロットプロジェクト実施に必要な費用を盛り込み、年度予算(10月～翌9月)として各都市に配賦されることを想定しており、NESDBは予算化に関する関係省庁との必要な調整を行う。パイロットプロジェクトの内容・規模は現時点では未定であるが、パイロットプロジェクトの実施支援は基本的にローカルコンサルタントによる支援を想定し、日本人のコンサルタントは全体管理を行うことを想定している。

#### (6) 我が国の地方都市の経験共有

NESDB は、我が国における新しい都市づくりの取り組みを先進事例として学びつつ、タイ版の新しい都市づくり＝未来型の都市開発のコンセプトを検討し、国家経済社会計画に反映し、成功事例を作っていくことを期待している。コンサルタントは、日本の地方都市の取り組み事例、取り組みを行うに至った課題・プロセス・試行錯誤・結果・今後の課題等の具体的な経験を理解し、政策研究の議論に落とし込んでいく必要がある。また、参考になる我が国の地方都市の関係者をタイに派遣し、特にステージ1の政策研究の議論の中で、事例を共有いただき、アドバイスをを得ることを想定している。また、ステージ1の後半では、本邦研修プログラムを実施し、日本の地方都市の街づくりの取り組み事例をタイ側関係者と共有する。

#### (7) CASBEE 都市の試行

「CASBEE 都市」(建築環境総合性能評価システム)は、都市の環境性能を、環境、社会、経済のトリプルボトムラインで総合的に評価するシステムとして開発された。本案件においては、ステージ2のモデル都市を対象に、CASBEE 都市をベースとした開発途上国の都市評価の試行に必要なデータを、機構の指示に基づき、既存資料やヒヤリング等を元に収集する。収集したデータは、CASBEE 都市の開発機関に分析を依頼し、分析結果について、モデル都市における都市ビジョンの検討に活用することを想定している。

#### (8) ローカルコンサルタントの活用(現地再委託可)

本業務の実施に際しては、ローカルコンサルタントで対応可能な業務についてはローカルコンサルタントを活用することを可とする。案件の性質から、業務の内容に応じ、日本人コンサルタントとローカルコンサルタントが密に連携しながら、業務の方向性・進捗を確認しながら進める必要がある。具体的に想定される業務は、以下のとおり。

- ステージ1:情報収集・取りまとめ、タイ側有識者との調整、検討会資料(案)作成、検討会開催支援
- ステージ2:モデル都市における開発計画・アクションプラン策定支援、パイロットプロジェクトの実施支援
- ステージ3:ガイドライン最終化、セミナー開催支援

### 6. 業務の内容

コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可とするが、その理由を明記すること。

#### 【ステージ1:タイ地方都市における未来型都市開発コンセプトにかかる政策研究】

##### (1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細なプロジェクト活動内容及びスケジュールを検討する。また、現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップし、インセプション・レポート(IC/R、英、和)を作成し、内容に関して機構の承認を得る。

##### (2) インセプション・レポート(IC/R)の協議

IC/Rの内容についてタイ側関係機関(NESDB及び他のJCCメンバー)と協議し、合意を得る。また、カウンターパートの配置を含めた実施体制を確認の上、先方政府の責任事項が適切になされるようNESDB側と調整する。

### (3) タイの地方都市の現状把握、分析

タイの地方都市の現状について、情報収集、整理、分析を行う。想定される項目は以下の通り。

- (ア) タイの都市に関する基礎情報(人口・社会・産業・都市インフラ、社会開発、民間動向等)
- (イ) タイの地方都市が抱える課題及び強み
- (ウ) 既存の地域開発計画・地域総合計画の枠組み及び内容
- (エ) タイにおける都市計画・都市開発の枠組み・法制度
- (オ) 関係機関・組織の役割・業務
- (カ) 現状の土地利用状況・土地利用計画
- (キ) 既存の社会基盤施設等の整備状況
- (ク) 既存の取り組み(地方自治体、ドナー、民間、大学等)
- (ケ) 環境社会配慮にかかる先方政府の枠組み

### (4) 政策研究における検討項目の作成

上記の現状分析に基づき、タイ版の未来型の都市開発コンセプト等の検討に必要な項目を作成する。下記項目も含め、検討項目(案)をプロポーザルにて提案すること。また、下記(エ)のタイの地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの構成・内容について、現時点でのイメージをプロポーザルにて示すこと。

#### (ア) タイの地方都市の現状の分析

- ・ 国土全体でのバランス(バンコク⇄地方都市⇄農村)
- ・ 課題と強み(インフラ不足、居住環境保全、産業育成・雇用創出、高齢化、文化、資源等)
- ・ 将来ビジョンをもった開発計画策定を踏まえた事業実施の必要性

#### (イ) 地方都市の開発計画策定から事業実施のプロセスにおける課題と整理

- ・ 計画体系の整理(空間計画、地方戦略開発計画、インフラ整備計画)
- ・ 計画策定にかかる関係機関の役割・地方分権業務の整理(予算、人員、権限)
- ・ 事業実施にかかる関係機関の役割の整理(予算、人員、権限)

#### (ウ) タイにおける未来型都市の方向性検討

- ・ プロジェクト研究の成果を踏まえた、タイにおける持続可能な都市及び未来型の都市の方向性

#### (エ) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインのイメージ

### (5) 未来型都市開発コンセプトペーパー(案)にかかる検討会の準備及び開催

ステージ1の政策研究は、タイ側の省庁関係者や有識者、日本側のアドバイザーを含む検討会を設置し、その中での議論を取りまとめて成果品を作成する。現在のところ、全5回程度の検討会開催を想定しており、以下(6)(7)(8)(9)の内容を含む。検討会の全体の進め方、各検討会における検討項目、検討会開催時期等について、プロポーザルにて提案すること。

検討会の開催地はバンコク、各回1日間(全5回)、参加人数40名を想定する。会議室はNESDBの会議



室を使うことを想定しているが、参加人数によっては場所が確保できない可能性もあるため、会議室借り上げ等会議開催に必要な費用を見積もりに計上すること。

(6) 未来型都市開発のビジョン及びコンセプトペーパーの作成・検討

タイ版の未来型の都市開発のビジョン及びコンセプトペーパーの案を作成し、検討会において議論の上、最終化する。本コンセプトペーパーは第12次国家経済社会開発計画に反映する予定であるため、2015年12月中旬までにNESDB側に提示する必要がある。コンセプトペーパーの構成・内容について、現時点での案をブローチャルにて示すこと。

(7) 未来型都市開発コンセプトを踏まえた事業実施メカニズム・実施手法の作成・検討

上記(6)のタイ版の未来型の都市開発のコンセプトを踏まえ、地方都市が実際に計画策定・事業実施を進めていくためのメカニズム及び実施手法を検討し、検討会において議論の上、最終化する。具体的には、メカニズムは、計画策定から事業実施に至るプロセス・関係機関の役割分担等を含み、実施手法は、予算措置や民間活力の導入などの事業化に向けた手法を含む。この検討に含む項目については、NESDB側と十分議論の上、内容・範囲を設定すること。

(8) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドライン(案)の作成・検討

上記(6)(7)の議論を踏まえ、タイの地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドライン(案)を作成し、検討会で議論の上、ステージ1の段階での案を確定する。このガイドライン(案)に基づき、ステージ2の活動を実施することとなる。

(9) モデル都市の確定

一連の検討会の中で、ステージ1の成果を実践するモデル都市の選定を進め、最終の検討会までにモデル都市を確定する。

(10) セミナーの開催

タイ版の未来型の都市開発のコンセプトを国内の関係者に周知するためのセミナーを開催する。現時点で想定される内容・規模等は以下の通り。本セミナー開催にかかる費用は本契約に含めるものとし、必要経費を見積もりに含めること。

(ア) 開催時期:2016年2月下旬(1日間)

(イ) 内容:タイ版の未来型の都市開発のコンセプト、事業実施メカニズム、実施手法に関する説明、モデル都市の発表

(ウ) 参加者:政府関係者、地方都市の関係者、有識者等 200名程度を想定

(エ) 会場:バンコクのホテル等の会場を想定

(11) 本邦研修の実施

本邦研修を実施する。現時点で想定される内容・期間等は以下の通り。具体的な訪問都市、そこで得られ

る知見等について、プロポーザルにて提案すること。また、コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」に定めた業務を実施する。

(ア) 実施時期:2016年1月(2週間)

(イ) 内容:環境未来都市、コンパクトシティ、スマートコミュニティ等、日本の未来型の都市開発の取り組みを視察し、タイにおける取り組みの参考とする。

(ウ) 参加者:タイ政府関係者、地方都市関係者、有識者等 12名を想定。

(12) CASBEE 都市の指標に係るデータ収集

各モデル都市について、機構の指示に基づき、CASBEE 都市に準じた指標のデータ収集を行う。

(13) インテリム・レポート1の作成

ステージ1の結果を取りまとめたインテリム・レポート1を作成し、機構及びタイ側関係者に提出する(英30部)。

＜ステージ1における現地再委託＞

ステージ1においては、(3)タイの地方都市の現状分析における情報収集・分析、(5)検討会の開催支援、(6)(7)(8)におけるタイの事情を踏まえた検討支援、(12)のデータ収集について、現地のローカルコンサルタントへの委託を可とする。具体的にはローカルコンサルタントに委託する内容について、プロポーザルに提案すること。

【ステージ2:モデル都市における開発計画の策定】

(14) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドライン補助教材の作成(パンフレット、ビデオ)

＜現地再委託可＞

モデル都市において、地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインに沿って計画策定を行うにあたり、地方都市の関係者の理解促進を図るため、補助教材を作成する。以下の2つの教材を想定する。

- ・ 未来型都市開発コンセプトにかかる地方都市の関係者向けパンフレット(10ページ程度、英100部、タイ語400部)
- ・ 地方都市における開発計画策定・事業実施のプロセスにかかる地方都市の関係者向け説明ビデオ(30分程度、タイ語・英字幕)

(15) モデル都市における開発計画及びアクションプランの策定 <現地再委託可>

ステージ1で選定されたモデル都市において、タイ版の未来型の都市開発コンセプト及び計画策定ガイドラインに沿って、開発計画の策定を行う。モデル都市により、既存の総合計画、地方戦略開発計画の策定状況が異なるため、内容を確認の上、計画策定のレベルを検討する。

(ア) モデル都市の現状調査

(イ) 人口・開発フレームの検討

(ウ) 未来型都市開発コンセプトに基づいたビジョンと開発シナリオの検討

- (エ) 現行土地利用計画のレビュー、必要に応じ見直し <総合計画>
- (オ) 現行インフラ整備計画のレビュー、必要に応じ見直し <地方戦略開発計画>
- (カ) 未来型都市開発計画及びアクションプランの策定(英・タイ語)

#### (16) インテリム・レポート2の作成

モデル都市における未来型都市開発計画及びアクションプランを取りまとめたインテリム・レポート2を作成し、機構及びタイ側関係者に提出する(英 30 部)。

#### (17) パイロットプロジェクトの実施支援 <現地再委託可>

各モデル都市で策定した未来型都市の開発計画のうち、未来型都市を象徴する、優先度の高い取り組みをパイロットプロジェクトとして実施する支援を行う。パイロットプロジェクトを実施するための予算は、基本的にタイ側で支出することを想定しているが、小規模なコミュニティ活動の呼び水的な取り組み(例えば、コミュニティにおける3R 活動(Reduce-Reuse-Recycle)等)はプロジェクトの中で実施ができるよう、パイロットプロジェクト向けに 2,000 千円×4 都市=8,000 千円を見積もりに計上すること。

#### (18) プロGRESS・レポートの作成

モデル都市におけるパイロットプロジェクトの実施結果をとりまとめたPROGRESS・レポートを作成し、機構及びタイ側関係者に提出する(英 30 部)。

#### <ステージ2における現地再委託>

ステージ2においては、(14)補助教材の作成、(15)開発計画策定及びアクションプランの策定について、現地再委託可とする。(15)の現地再委託については、別添1のTORを踏まえ、見積もること。

#### 【ステージ3:タイの地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの策定・普及】

#### (19) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの最終化

ステージ2のモデル都市における開発計画策定を踏まえ、タイ側関係者と協議の上、地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインを最終化する。

#### (20) 広報資料の作成

タイの地方都市における未来型の都市開発コンセプトを広く広報するため、パンフレット(10 ページ程度、英・タイ語各 400 部)を作成する。

#### (21) 最終セミナーの開催

本プロジェクトの全成果を周知するため、最終セミナーを開催する。未来型都市開発計画策定・事業実施ガイドライン、メカニズム、実施手法等、成果の全体を網羅した発表とする。

(22) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

ドラフト・ファイナル・レポートを作成の上、タイ側関係者・日本側関係者と協議し、コメントを取り付ける。

(23) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

## 7. 成果品等

### (1) 提出期限

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	インセプション・レポート	契約締結後 20日以内 (2015年8月)	和文 20部 英文 60部(うち 50部は関係者への 配布用) 電子ファイル	業務の実施方針案、内容、実施体制、手法、計画案(工程表、要員配置、手順を含む)、等
イ	インテリムレポート1	2016年3月 中旬	和文 計20部 英文 計60部 電子ファイル	ステージ1の結果
ウ	インテリムレポート2	2017年3月 中旬	和文 計20部 英文 計60部 CD-ROM 3部	モデル都市における未来型都市開発計画及びアクションプラン
エ	プロGRESS・レポート	2018年1月 月上旬	和文 計20部 英文 計60部 CD-ROM 3部	モデル都市におけるパイロットプロジェクトの実施結果
オ	ドラフト・ファイナルレポート	2018年4月 月上旬	和文 計20部 英文 計60部 CD-ROM 3部	全調査結果 ・メインレポート(調査結果を記載) ・要約
カ	ファイナルレポート	2018年6月 月上旬	和文 計20部 英文 計60部 CD-ROM 3部	全調査結果 ・メインレポート(調査結果を記載) ・要約

尚、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

### (2) その他報告書等

本業務期間中に収集した資料、記録等についてはとりまとめの上(データ及びリスト一式)、機構に提出する。

#### 1) 議事録等

関係機関との協議、ヒヤリング、ワークショップ、イベント等に係る議事録を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及びコンサルタントが開催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑

内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに機構に提出すること。機構のタイ事務所におけるミーティングについても、同様とする。

## 2) デジタル資料集

本調査を通じて記録・収集した資料及び写真をデジタル資料集として収録し、提出する。内容については、将来的に、本取り組みの広報用資料として使用できるよう、本調査における様々な活動・協議・イベント等を記録(ビデオ、写真、議事録、イベントの Proceedings 等)したものとする。画像収録にあたっては、簡単なキャプションをつけること。

なお、ビデオ・写真の著作権については、機構に帰属するものとし、広報用素材として機構の各種媒体への活用を想定する。

提出時期:ファイナルレポート提出時

部 数:CD-R または DVD-R 1-2 枚

Proceedings 等については、バインダー等で別冊とすることも可とする。

## (3)報告書の仕様

- 1) ファイナル・レポートは製本する。報告書等の印刷、電子化(CD-ROM)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- 2) 報告書等を作成する際は固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務は、2015年7月中旬より開始し、2018年7月下旬の終了を目途とする。

本業務の工程については以下のとおり想定しているが、最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、コンサルタントの業務計画に基づいた工程をプロポーザルにて提案する。なお、次期国家経済社会開発計画への反映のスケジュールから、2015年12月までに「タイの地方都市における未来型都市開発コンセプト」を提示することが想定されている。

なお、本契約は、第一期(ステージ1からステージ2の計画策定まで)及び第二期(ステージ2のパイロットプロジェクトの実施支援から第三ステージ)の二つに分けてそれぞれ複数年度契約とすることとし、見積もりは契約ごとに分けて提出すること。

月	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
項目				
業務期間	第一期		第三期	
ステージ1:政策研究				
ステージ2:モデル都市における計画策定				
ステージ3:成果普及				
インセプション・レポート	▲			
インテリム・レポート1	▲			
インテリム・レポート2		▲		
プログレス・レポート			▲	
ドラフト・ファイナル・レポート				▲
ファイナル・レポート				▲

■ は作業期間を指し、全てを業務日として貼り付けるものではない。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

50.0 M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

本プロジェクトには、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量の目途で示されたM/Mを上限に、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、ステージ1が終了し、ステージ2においてモデル都市における計画策定のレベルが確定した時点で、必要に応じて、団員構成は見直すこととする(必要に応じて、分野の変更のみ)。

ア 総括/都市開発戦略/都市環境戦略(1号)

- イ 都市計画/参加型まちづくり(2号)
- ウ 地方行政/地方自治
- エ 土地利用計画
- オ インフラ計画/都市環境計画
- カ 産業開発/地域振興
- キ 都市景観・アーバンデザイン
- ク 研修企画

### 3. 参考資料（以下、GIGAPOD から業務指示書とともにダウンロード可能）

#### (1) 配布資料

- ・タイ国スマートシティ・モデル創出プロジェクト 詳細計画策定調査 報告書(案)
- ・プロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市の形成に関する調査」報告書
- ・R/D 及び M/M(署名済み)
- ・Thai Local Government(タイ政府)

#### (2) 閲覧資料

- ・キャパシティ・ディベロップメントに関する事例分析～タイ地方行政能力向上プログラム～  
[http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC and JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200704\\_aid.html](http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC and JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200704_aid.html)
- ・『分権化と開発』内村弘子編 第三章「タイの政府間財政関係」永井史男/船津 鶴代  
[http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2008\\_0426\\_03.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2008_0426_03.pdf)

### 4. 再委託

本指示書中にある「現地再委託可」の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。なお、再委託に要する経費は別見積りとする。上記以外に再委託による実施が必要な調査があればプロポーザルにて提案する。

### 5. その他特記すべき事項

#### (1) 国内支援委員会

本プロジェクトにかかる国内支援委員会は設置しない。

#### (2) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要としない。



### (3) 関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、業務進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

### (4) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、在外公館等において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について JICA と緊密に連絡をとるよう留意すること。

### (5) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

以上

別添 1 ステージ 2 における現地再委託の TOR